

# 山梨県困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザー派遣事業

## 1 目的

女性の抱える困難な問題が多様化・複合化している現状を踏まえ、行政と協働して柔軟かつ多様な支援を行うことができる民間団体を育成するため、困難な問題を抱える女性支援団体育成アドバイザーを派遣する。

### ◎困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

（民間の団体との協働による支援）

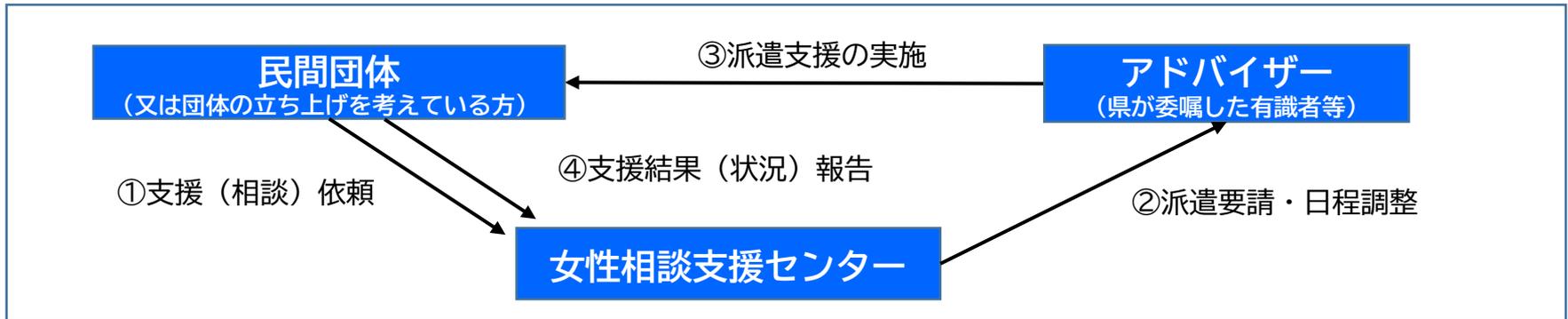
第十三条 **都道府県は**、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う**民間の団体と協働**して、その自主性を尊重しつつ、**困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。**

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び**地方公共団体は**、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う**民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。**

## 2 事業概要

### <事業スキーム>



### <主な支援内容>

- 女性支援に携わる人材の育成（相談対応、同行支援等への助言）
- 民間団体が行う研修会等の講師
- その他民間団体の育成に資する取組への助言等